



＼補助金額と対象費用が増えました／

令和7年度 新見市結婚新生活支援事業補助金

新婚さんの新生活を応援！

結婚に伴う新生活にかかる費用（家賃・引っ越し費用等）を補助します！

受付期間

令和7年4月1日～
令和8年3月31日

補助限度額

ご夫婦お二人の年齢が
29歳以下 **80**万円
30～39歳以下 **40**万円

対象費用

R7.4.1～R8.3.31に支払った経費が対象となります

- ♥住宅取得費用（新築・購入）
- ♥住宅貸借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ♥住宅リフォーム費用
- ♥引っ越し費用
- ♥家電製品・家具購入費用



対象世帯

次のすべての条件を満たす世帯が対象となります

1. 令和7年1月1日以降に新規に婚姻した世帯
2. 夫婦ともに居住する住宅が新見市にあり、その住宅に住民登録していること
3. 婚姻日時点で年齢が夫婦ともに**39歳以下**であること
4. 申請時における夫婦の所得合計が、**500万円未満**であること
（年収に換算すると約670万円未満に相当）
5. 夫婦ともに、新見市の市税等に滞納がないこと
6. 市が指定する講座等に参加する意思があること
7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
8. 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと
9. 夫婦ともに暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと
10. 日本方式の婚姻をしていること

- ◎申請を検討されている場合は、事前に市民課へご相談ください。
事前相談のうえ、必要書類を提出してください。

必要書類

* 共通 *

- ・新見市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- ・新婚世帯全員の住民票（本籍・続柄記載あり）
- ・戸籍謄本など
- ・新婚世帯の所得証明書（最新）
- ・新婚世帯の納税等状況調査同意書
- ・奨学金の返済額が分かる書類の写し（該当者のみ）
- ・その他市長が必要と認める書類

* 住宅取得の場合 *

- ・住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・補助対象期間内に住宅取得経費を支払ったことが確認できる書類

* 住宅賃借の場合 *

- ・建物賃貸借契約書の写し
- ・補助対象期間内に住宅賃借経費を支払ったことが確認できる書類
- ・給与所得がある者に係る住宅手当支給証明書（該当者のみ）

* 住宅リフォームの場合 *

- ・工事請負契約書、請書等契約を確認できる書類
- ・住宅リフォームに係る請求明細書（施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- ・補助対象期間内に住宅リフォーム経費を支払ったことが確認できる書類

* 引っ越しの場合 *

- ・補助対象期間内に引っ越し経費を支払ったことが確認できる書類

* 家電製品・家具購入の場合 *

- ・購入した家電製品及び家具の品目及び金額等が確認できる書類
- ・補助対象期間内に家電製品等購入経費を支払ったことが確認できる書類
- ・購入した家電製品及び家具を設置後の写真

注意事項

- ・必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- ・申請内容に変更があった場合には、必ずお知らせください。
- ・本事業は先着（受付）とし、本市の予算に達した時点で受付を終了します。

【お問合せ先】

新見市役所 市民生活部 市民課 協働推進係
〒718-8501 新見市新見3 1 0 番地3
電話：(0867)72-6208 / FAX：(0867)72-1407

